

トランプ氏、大統領に就任
初日から読み取れる優先課題と方向性

丸紅米国会社ワシントン事務所
井上祐介、上原聡、阿部健介

inoue-y@marubeni.com, Uehara-so@marubeni.com, abe-k@marubeni.com

- トランプ政権の初日には史上最多となる 26 の大統領令への署名をはじめ、多くの政策が発表された。関税については「アメリカ・ファーストの通商政策」において不公正で不均衡な貿易の是正に向けた様々な調査・報告を命じているが、初日の関税引き上げは見送られた。
- 移民政策では、国境の安全確保および「米国史上最大の不法移民送還」の公約実現に向け、初日に複数の大統領令を発令した。一連の大統領令は、国境対策、国内対策、対外政策、合法移民制度改革の4つに分類される。いずれも法的および資金的な課題に直面する可能性がある。
- エネルギー政策では、IRAなどで予算付けされた資金の支出一時停止、バイデン前政権の「EV マンデート」の撤廃、レアアースなど重要鉱物の生産・精製の促進、パリ合意からの脱退などが発表された。今後の見直しはいずれも省庁のレビュー・議会動向などを精査・考察する必要がある。

共和党のドナルド・トランプ氏が20日正午、米国の第47代大統領に就任した。初日は祝賀イベントが続いたものの、史上最多となる26の大統領令への署名をはじめ、多くの政策が発表された。その内容は多岐にわたるが、ここではとくに注目が高く、インパクトが大きいとみられる通商、移民対策、エネルギーについて、トランプ政権の優先課題や今後の方向性について考えてみたい。

1. 通商政策

関税については、トランプ大統領が昔から強いこだわりを持っている政策分野であり、関税の適用拡大は今回の選挙戦においても主要な公約のひとつだった。また、大統領権限の範囲内で実施できる部分が多いことから、政権発足1日目から何かしらのアクションが警戒されてきた。就任演説では、米国の労働者や家庭を守るために貿易システムの見直しを行うと宣言し、対外歳入庁を創設するという1週間前の発言も繰り返された。しかし、結果的には「[アメリカ・ファーストの通商政策](#)」と題した大統領令が発表されたものの、政権発足初日からの関税引き上げは見送られた。

大統領令の冒頭では、米国の経済、労働者、安全保障上の利益を追求することが強調され、中身では関連する政府機関に対し、不公正で不均衡な貿易の是正に向けた様々な調査・報告を命じている。例えば、商務長官には巨額で継続的な財の貿易赤字の原因、貿易赤字がもたらす経済及び安全保障上のリスク、貿易不均衡の是正に向けた施策に関する報告を、財務長官には対外歳入庁の創設の実現可能性や貿易相手国に為替操作が疑われる場合の対策などに関する報告を指示している。通商代表部（USTR）には他国の不公正な通商慣行及びその対策、WTOを含む全ての通商協定の見直し、二国間やセクター別の通商交渉が可能な国のリストアップなどを求めている。また、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）については国内における公的協議を開始すると共に、米国の労働者へのインパクトや協定の運営に関する分析を命じている。この他、アンチダンピング税（AD）と補

助金相殺関税（CVD）の適用に関する方針、輸入貨物の申告額が 800 ドル以下の場合のデミニマス規定の利用による税収減や違法薬物などの流入リスク、米国市民や企業が差別的な税制の対象となっていないなどが盛り込まれている。

中国については別項目が設けられている。1 期目に締結された米中間の通商協定の履行状況の再検証及び調査結果に基づく適切な対応策、サプライチェーンや第三国経由の迂回輸出への対策として必要となる追加関税案、恒久通常貿易関係（PNTR）の見直し、知的財産権の侵害の再検証などが調査対象となっている。また、経済安全保障を意識した通商関係の見直しも大統領令に盛り込まれた。具体的には、経済及び安全保障の観点からの国内産業及び製造業の見直しを行い、輸入調整の必要性の有無を検討する見通しである。また、鉄鋼・アルミの輸入制限措置の効果検証、海外への技術移転を阻止するための輸出規制の強化、コネクテッドカーなどの情報通信技術・サービス（ICTS）の対象拡大、対外投資規制の再検証、カナダ・メキシコ・中国からの不法移民や薬物の流入阻止なども対象となった。殆どの項目についての報告期限は 4 月 1 日となっている。

大統領令では、米国第一主義をもとに労働者の利益を守りつつ、製造業の復活、税収増、不法移民や薬物の制限、安全保障の強化など様々な目標が掲げられている。関税の引き上げは見送られたことは経済を重視している可能性もあるが、複雑な目標が交錯する中で政策が固まっていない部分もあるとみられ、不透明感が残る。一方で、大統領令ではカナダ、メキシコ、中国以外の国は名指しされておらず、大統領が指示した各調査の報告が出揃うまでには 2 カ月超の猶予がある。トランプ大統領は記者からの質問に対し、カナダ、メキシコに対して 2 月 1 日からの関税引き上げにも言及したが、今後、貿易相手国は新政権との交渉を通じて関税の悪影響の最小化を図るとみられる。

2. 移民政策

トランプ大統領は、国境の安全確保および「米国史上最大の不法移民送還」の実現を公約とし、その達成に向けて「初日」政策の一環として複数の大統領令を発令した。大統領は選挙によって得た「正当性」を背景にこの目標を積極的に追求する姿勢を示している。2024 年の世論調査によれば、約 55%の米国人が移民削減を望んでおり、これは 2023 年の 44%から大幅に増加している。¹ また、民主党においても、ここ 1 年間で共和党が推進する厳格な国境管理措置を受け入れる傾向が見られ、移民問題への対応が党派を超えて重要な課題として認識されるようになってきている。しかしながら、最近になってトランプ氏の側近らは、一連の移民政策導入に伴う資金のおよび法的課題を考慮し、共和党議員に対し、期待調整を図ろうとしている。このため、選挙公約と実際の政策との間に乖離が生じる可能性や、それに対する国民の評価が今後の焦点となると考えられる。移民政策に関する一連の大統領令は、国境対策、国内対策、対外政策、合法移民制度改革の 4 つに分類される。

¹ Gallup による[世論調査](#)。同数値が 50%を上回るのは 19 年ぶりのこと。

(1) 国境対策

米国における国境管理および不法移民流入制限に関する政策として、1期目でお馴染みの「国境の壁」をはじめとする物理的障壁の建設、新たな収容施設の建設、並びに米軍を活用した国境インフラの整備が挙げられる。これらの施策は、不法移民の国境越えを防止することを目的としている。さらに、米国難民受け入れプログラム（USRAP）の一時停止が議論されており、2023年1月27日から4ヶ月間の停止を予定している。また、米国への難民申請者に対し、審査期間中はメキシコに待機するよう義務付ける制度「リメイン・イン・メキシコ」政策も再開された。伝染病の拡散防止を目的とした「タイトル42」政策による移民の国外退去の再開も「初日政策」の一環として検討されているが、現時点では実現していない。さらに、「国際テロリストおよびその他の国家安全保障・公共の安全に対する脅威から米国を保護するための大統領令」においては、テロ対策の一環として、特定国からのビザ申請者に対する審査基準の強化政策も盛り込まれている。特定の地域や国からの入国を制限する政策は、トランプ政権第1期に公布された中東・アフリカ7カ国からの入国禁止令を想起させる。

(2) 国内対策

トランプ政権の「初日」政策には、最近入国した不法移民や重罪歴を有する者の迅速な国外追放を図るため、国土安全保障省長官に既存の法的権限を最大限に活用するよう指示する内容が含まれている。情報筋によれば、米国移民税関執行局（ICE）は近日中にシカゴで初めての強制捜査を実施する予定であり、それに続いてニューヨークやマイアミでも同様の措置が実施される見通しである。さらに、ボストンをはじめとする「聖域都市」（不法移民に対して寛容な地域）が主要な標的となることが予想されている。

(3) 対外政策

「カルテルおよびその他の組織を外国テロ組織および特別指定国際テロ組織として指定するための大統領令」においては、特定の麻薬カルテルやギャングをテロ組織として指定し、これらに対する法的措置を強化することを目的としている。これらの団体を外国テロ組織（FTO）および特定指名国際テロ組織（SDGT）に指定することにより、米国政府は、当該団体に支援を行った個人をテロ支援の罪で起訴する権限を得る。また、トランプ政権関係者によれば、トランプ氏は麻薬カルテル対策のために米軍をメキシコに派遣する意向を示している。議会においてFTOに対する武力行使の権限付与（AUMF）が承認されていないものの、前政権においては既存のAUMFを活用しイラン・イスラム革命防衛隊（IRGC）のカセム・ソレイマニ将軍の暗殺を正当化する事例があった。さらに、本政権は1798年制定の「外国人敵対者法（Alien Enemies Act）」を適用し、テロ組織関係者の国外退去を計画している。

(4) 合法移民制度改革

トランプ大統領は以前より「出生地主義」(birthright citizenship) の廃止を公約しており、それを実現する大統領令を「初日」政策の一環として発令した。この政策は、憲法修正第 14 条に基づき、親の移民ステータスにかかわらず、米国内で生まれた者に自動的に市民権を付与する制度を廃止することを目指すものである。しかし、大統領令によって出生地主義を変更することは、憲法修正第 14 条の市民権条項に抵触するため違憲であるとの見解が専門家の間で一般的である。このため、該当大統領令を巡る法廷闘争が予想される。

以上の政策はいずれも法的および資金的な課題に直面する可能性がある。出生地主義廃止を巡る法廷闘争以外にも、特定組織を FTO に指定する際の基準や証拠に関する司法審査、ならびにこれらの政策を実施するための資金確保において議会の承認が必要な点が課題となる。また、軍隊の国内配備は、米軍による国内での法執行や警察活動への関与を禁止する連邦法「ポッセ・コミタート法」に抵触する可能性があり、こちらでも訴訟が予想される。

3. エネルギー関係

トランプ大統領が就任後発したエネルギー関連の大統領令は以下の通り。

大統領令名	主な内容
米国エネルギーの解放 Unleashing American Energy	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 連邦所有地での化石燃料掘削奨励 ➢ レアアース含む非燃料鉱物の生産/精製を奨励 ➢ 「EV マンデート」撤廃 (燃費/排ガス規制の緩和) ➢ 電灯やガスコンロなどの家電に関する規制緩和 ➢ 原油/天然ガス/石炭/水力/バイオ燃料/重要鉱物/原子力エネルギーの規制緩和 ➢ 環境評価方法見直し、GHG 社会コストの撤廃 ➢ <u>インフレ低減法(IRA)、インフラ投資雇用法 (IIJA)の資金支出を一時停止 (特に EV チャージャー関連)</u> ➢ LNG 輸出基地の許認可促進
国家エネルギー緊急事態宣言 Declaring a National Energy Emergency	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー生産の許認可促進 (水源、絶滅危惧種の取扱規制緩和) ➢ E15 ガソリン (エタノール 15%混合ガソリン) の通年販売の許可検討 ➢ 軍用エネルギー確保
国際環境協定における米国第一 Putting America First in International Environmental Agreements	<ul style="list-style-type: none"> ➢ パリ協定及び UNFCCC における如何なるコミットメントや合意からの脱退を指示 ➢ The U.S. International Climate Finance Plan の撤廃と資金凍結
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 風力発電許認可の新規/更新を停止 ➢ アラスカでの LNG 開発促進

まず注目すべきは、「米国エネルギーの解放」のなかで指示された、IRA と IIJA により予算付けされた資金の支出一時停止だ。対象は IRA と IIJA の予算全てとなっているが、大統領令では 2 つの電気自動車 (EV) 充電器プログラム²が名指しされ、管理予算局長 (Russel Vought 氏が指名されている) と経済担当補佐官 (Kevin Hassett 氏) が許可するまでは支出できない事になっている。この大統領令は「資金支出」を一時停止するとしているので、EV 税控除や企業向け税控除は現時点では影響がない可能性があるが、エネルギー省が管轄する融資プログラムなどは影響を受ける可能性がある。関連省庁は 90 日以内に、資金のレビューを行い、トランプ政権の方針に合致しているか報告することが課せられた。現制度では、省庁は法律によって課せられた予算を無効化 (impoundment) することは出来ないが、トランプ政権及び共和党は法律改正などにより、予算無効化を目指している。

次に注目されるのが、「EV マンデート」の撤廃だ。バイデン前政権は正式な「EV マンデート」を発した訳ではないが、自動車の燃費及び排ガス基準を、実質相当数の EV を生産しなければ達成できない程度まで引き上げた。本大統領令では具体的な規制名には言及していないものの、各省庁に対し消費者の選択を限定したり、EV 有利/ガソリン車不利な市場に歪曲している規制の見直しを指示している。またカリフォルニア州を念頭に、EV 有利の補助金やガソリン車禁止の制度の廃止も主張した。イーロン・マスク氏が経営するテスラ社は、燃費規制のクレジットにより、2 割ほどの利益を稼いでおり、こうした規制の見直しに同氏がどのように影響するのも注目される。

その他、化石燃料以外にもレアアースなど重要鉱物の生産、精製を促進する考えも目立った。重要鉱物が軍事面でも欠かせないにも拘わらず、外国に依存している現状を強く問題視していることが窺える。パリ合意からの脱退は予想されていた通りだが、国連気候変動枠組み (UNFCCC) 自体からの脱退までは踏み込まなかった。15%エタノール混合ガソリン (E15) の通年販売については、これまで長年農家から強い要望があり、1 期目でも通年販売の制度を構築したものの、製油産業から提訴を受け 2021 年に廃止となった。今回の大統領令でも、環境保護庁などに通年販売の許可を検討するよう指示するもので、即座に通年販売が可能になるものではない。

今回の大統領令では、各省庁に対し現行の規制内容や IRA、IIJA の資金見直しを指示するものであり、具体的にどのような見直しになるかは、これら省庁のレビュー内容を精査すると同時に、議会において法律や規則そのものが、改廃されるかどうか考察する必要がある。

以上

² BIL によって 2026 年度まで延長された National Electric Vehicle Infrastructure Formula Program (22~26 年度で 10 億ドル/年度) と、同法によって新設された Charging and Fueling Infrastructure Discretionary Grant Program (5 年間で 25 億ドル)。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Ave., N.W., Suite 375, Washington, DC 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。